

行政情報化と地域情報化の政策課題

新川 達郎

あらまし

地域情報化政策と行政情報化政策は、これまで、必ずしも一体的に議論されることはなかった。行政情報化においては、国や地方自治体の電子政府化を目指し、事務処理の情報化による効率化やサービス向上を目的としていた。これに対して、地域情報化は、地域社会における情報通信機能の整備によって、住民生活の福利厚生を向上させることを目的としてきた。しかし本来的に対住民サービスを使命とする地域密着型の行政機関においては、地域情報化の主要な構成要素として、行政情報化を位置づけることが可能である。現実には、セキュリティの確保や、プライバシー保護など決定的に重要な観点を理由とせず、なお行政情報やそのシステムが地域社会に開放されていない場合が少なくない。そうした障害を引き起こす条件は、資源要因、技術要因、組織的要因、そして社会制度的要因などである。これらに有効に対処し、行政情報化を地域情報化に貢献せしめることは、十分に可能であろう。本稿では、地域情報化と行政情報化に関して、国の行政機関や地方自治体の現状を実態的に分析し、その政策課題を明らかにする。

1. 行政情報化と地域情報化をめぐる問題の所在

行政の情報化は、国・地方を問わず進んでいる。庁内の情報システム整備や、行政情報の電子的提供が、インターネットを初めとして、幅広く

実現し始めている。電子政府の実現は、いまや重要な政策課題となっている。

一方、社会の情報化への関心も高く、地域情報化政策も広く関心を集めている。1980年代には、多数の地域情報化政策が各省庁から積極的に提案され、実行に移されていった。それらは必ずしも成功したとはいえないが、90年代に入って、部分的には形を変えながらも、継続的に努力が続けられている。そして高度情報社会への移行が進みつつあるとされる今日において、地域情報化は物理的にもソフト的にもそのインフラストラクチャーとして展望されるようになってきたといってもよい。

しかしながら、現実には、高度情報化の進展は、世界規模で進行しているのであって、一国の国内的な基盤という意味での地域的な情報化という概念とは異なるメカニズムを持っている。例えば、インターネットは、従来の地域的境界や国境を越えるボーダーレスの特性によって、むしろ発展することになった。そこには通信インフラストラクチャーの具体的な整備という点で地域的基盤の必要という契機が無いわけではないが、その機能は、むしろ、地域とは無関係に展開される。

地域情報化は、こうした状況の中で、むしろ単純な情報通信網整備という観点からではなく、地域社会生活という観点から組み立てなおされようとしている。災害や安全分野、介護や福祉の分野、保健や医療分野、就業形態、あるいは消費生活などの側面において、地域社会の生活者にとっての便益という観点から、具体的な必要性を満たす手段として注目されているのである¹。

¹ 林茂樹『地域情報化過程の研究』日本評論社、1996年、316 - 319頁。

もちろんこうした展開が、断片的に進んでいる状況がおそらく現状であって、それが大勢であるという証拠は無い。

地域生活という観点で、情報化による様々な便益をどのように享受できるのか、むしろ検討は始まったところであるといつてよい。インタフェースの問題をはじめとして技術的にも解決されなければならないところが多いし、市場経済としての成立可能性や、法律上の制約など社会制度的にも解決すべき側面がある。このような状況下において、地域情報化を率先して進める契機となってきたのは、地方自治体をはじめとする行政機関による情報化のインパクトである。

情報技術の革新によって、今日においては、情報サービスの多くが、地域情報化の枠組みを超えて提供され利用されるようになってきていることはいうまでもない。地域情報化の枠内に入らない情報社会のインパクトは、これまでの地域社会のありようを大きく変えつつある側面がある。しかしその一方では、情報サービスによって大きく変化しているが、しかしサービスそれ自体は対人的に地域特定の提供されざるをえないサービスが多いことも認められる。こうしたオフラインによるサービスの多くについては、情報関連サービスと一体化した形で地域に固有のサービスとして、今後その活躍の場が増えていくと考えられる。

このような地域サービスは、通信ネットワークによって拡大する市場によって提供されるというよりは、ネットワークに依存しながらも空間的に限定された市場ないしは市場外メカニズムによって提供される傾向がある。前述した災害情報分野や、介護や福祉サービス、保健や医療サービス、あるいは教育サービスなどの多くが、地域に結びつけられた特性をもって、サービス提供されている。もちろんこうした地域サービス自体は、地域情報化や情報技術革新によって、その提供の態様を大きく変えることになっている。そのことが、また、地域住民の便益の向上につながっているともしられるが、その一方では、相変わらず地域に固有のものとしての性質を失うことが無いように思える²。

そうした地域に固有のサービスのうち、最も

一般的で、かつ大きなウエイトを占めるのは、地域行政機関によるサービスであろう。都道府県や市町村をはじめとするいわゆる地方自治体は、保健衛生、社会福祉、教育、防災や安全など様々なサービスの提供主体となっている。そして、こうした地域行政機関においても、情報技術による高度情報化は、多面にわたって行政活動の様式を変えつつあるし、サービスの対象である地域住民の期待をも変えることになっている。行政サービスそれ自体が情報通信サービスの特性と組み合わされることによって、質量ともに大きく変化しようとしているのである。

実際、地域住民にとって、行政活動情報を含めた様々な行政機関情報に容易にアクセスできることは、日常生活を送る上でも重要度を増している。そして情報技術革新との関連で言えば、電子政府の実現や電子情報公開制度への期待の高まりは、住民にとってアクセスの重要性をよく示しているといえる。行政機関の情報を知ることが、その様々なサービスを楽しむためにもそして地域生活の利便や快適を確保する上でも、欠かせなくなってきたのである。

しかし、現実には行政の情報化は、そうした住民とのインタフェースまで含めて、トータルな使いやすさといった観点から構築されているとはいいがたい。行政活動の効率化という側面については、積極的な推進が始まったように思えるが、地域社会とのインタフェースは従来型の広報をホームページに置き換えたところで留まっているように思える。この問題点を別の観点から見れば、行政情報化が地域情報化に有意義に関連してはいないといえることができるのである。

こうした問題点を克服していくためには、行政情報化と地域情報化とを有機的に結ぶことが第1歩として肝要である³。もちろんそうした一歩すら実現されていない場合が見られることの背景には、それなりの理由はある。その問題点を明らかにし、その解決法を探ることが、行政情報化の今後の大きな課題となるであろうし、地域情報化の新しい展開を確保する端緒となるであろう。

² 東京大学社会情報研究所編『情報行動と地域情報システム』東京大学出版会、1996年、292 - 293頁。

³ 同上書、291頁。

2. 行政情報化と地域情報化の現状

2.1 行政情報化の推進

行政の情報化に関して、国では高度情報通信社会推進本部を設置し、そのアクションプランを明らかにしているが、行政情報化は、その主要な構成要素となっている⁴。そこでは、平成9年12月に閣議決定された『行政情報化推進基本計画』（改訂版）に基づいて、情報通信技術の成果を全行政に活用し、行政サービスの向上、行政運営の簡素化や迅速化を進めることを目的に、行政情報化を総合的・計画的に推進することとしている。

その基本的な方向としては、一つには、行政情報の電子的提供拡充と、国民からの行政情報アクセスの改善であり、二つには、申請・届出手続等の電子化である。前者にはインターネットの活用や、行政情報の所在案内、各種データベースの構築、地域ごとの行政情報拠点の設置などが掲げられる。後者については、『ワンストップサービスの推進について』（平成11年3月）を行政情報システム各省庁連絡会議で了承し、これに基づいて、平成12年度中には、各省庁のオンライン化推進方策のとりまとめが行われることとなる。また、先進的な試みとしてオンラインサービスによる電子手続の試行や運用が進められ始めている。すでに各省庁においても、省庁内LANや霞ヶ関WANの構築が進み、パソコンが各職員に配備される中で、国民の側からの電子化によるサービスの向上や国民負担軽減の要請に応えるためにも、さらに進んだ情報化施策の展開が求められている⁵。

一方、地方自治体においても、行政情報化は進展している。例えば、平成10年4月現在で自治省が行った調査結果からは、まず電子計算機の導入については、都道府県のすべて、そして市町村の98.8%が導入しており、しかも各市町村ごとの単独導入や小型化、そしてオンライン処理化が進んでいるという⁶。庁内LANについては、都道府県の91.5%、市町村の37.5%で導入されて

おり、ファイル共有、電子メール、プリンタ共有などが主であるが、複数のシステムを構築しているところもある。外部への接続は出先機関が多いが、またインターネット接続も進んでおり、都道府県の45.1%、市町村の6.0%で実施しているという。そのほか、事務のOA化という観点からは、パーソナルコンピュータやファックス、ワードプロセッサの導入は、一部の町村を除いて、ほぼすべての都道府県市町村で進められている。パーソナルコンピュータについては、ネットワーク接続されているものが増えていることも特徴的である。

このような現状について、自治省の研究会は、地方自治体の行政情報化には、自治体間に大きな格差があり、多くの地方自治体が積極的に行政情報化を進めていく必要があるとする⁷。ここでは、行政情報化について、サービスの改善や、行政の簡素化効率化、そして民間レベルでの情報化に対応するという意義を見出し、行政情報化の方向として、多様化する住民ニーズに対応する行政サービスの高度化、地域情報化との整合性、そして情報システムの効率的な構築を目指すべきだとしている。具体的には、まず第1に、庁内LANの整備促進と、それによって統合業務パッケージや文書管理システム、地理情報システム(GIS)などのアプリケーション導入を進めること、第2に、対住民サービスとしては、インターネットによる行政情報提供、諸証明の交付事務電子化による簡素高速化、広域的な施設の案内予約システムなどが示されている。第3に、行政の諸手続については、各種申請や届出等の電子化により手続の簡素化を進めること、いわゆるワンストップサービスを実現することなどが提案されている。

2.2 地域情報化の要請：高度情報化社会の到来と情報要求のたかまり

高度情報化社会といわれる今日においては、社会の情報化への関心も高く、地域情報化施策

⁴ 高度情報通信社会推進本部『高度情報通信社会推進に向けた基本方針 アクション・プラン』平成11年4月16日。

⁵ 中央省庁の行政情報化についての現状は、以下を参照。総務庁行政管理局『行政情報化の推進状況報告 平成11年度における実施状況を中心として』平成12年5月19日行政情報システム各省庁連絡会議了承。

⁶ 自治大臣官房情報政策室『地方公共団体における電子計算機等の利用状況について』平成10年10月13日。

⁷ 自治省『地方公共団体における行政情報化の推進に関する調査研究会報告書 行政情報化の戦略的推進を目指して』平成11年度。

は、近年大きな注目を集めている。実際、国民あるいは地域住民にとって、情報通信が日常生活の基盤として考えられ始めており、その中で高度情報化や地域社会の情報化が求められ始めているといつてよいのである。

ところで、米国のN I I (National Information Infrastructure)行動アジェンダ、すなわち国全体の情報基盤構造を構築しようという提案は、多くの国々に影響を及ぼし、各国で優先順位の高い政策目標とされてきている⁸。N I Iの原則は「必要な(情報)サービスが必要なときに必要な場所で、適正価格で待ち時間無くオンラインで享受できる」ことであるという。

国民にとって基礎的な高度情報社会基盤の構築は、しかしそれだけで国民生活の「豊かさ」を保障することにはならない。国民の日常生活をより快適に利便にしていけること、日常生活上の諸問題解決に貢献することで、始めて情報化の恩恵を享受することができたといふべきである。

こうした観点から、生活の場である地域社会それ自体が情報化をしていかなければならないという「地域情報化」の視点が、重視されてきている。地域情報化は、地域住民の生活情報を豊かにし、災害その他の生活被害からの安全を確保し、日常生活サービスの提供と享受を円滑化し、精神生活や教育文化的な活動を支え、さらには保健福祉医療サービスを補完し、ひいては地域の産業経済活動を活性化するものと考えられている。

自治省では、平成2年に続いて、平成9年にも「地域情報化の推進に関する指針」を明らかにし、地方自治体が積極的に地域情報化施策を展開するよう求めている⁹。この指針によれば、地域情報化の方向としては、情報通信技術の発展によって地方自治体も住民も情報発信主体となること、ネットワーク化によって地域情報化推進環境が整うこと、社会的弱者とされる層にも参加の機会が必要なこと、情報通信における地域格差是正のためのシステム導入を進めることが打ち出されている。そして住民生活にかかわる情報化としては、保健・医療・福祉の分野、教育、災害、行政窓口、行政と住民との情報交流などが

整備課題となっている。地域産業に関しては、地元企業の情報化、情報通信関連産業立地が打ち出されている。こうした地域情報化の情報通信基盤整備に関しては、多重的で役割分担型のシームレスなシステムが、広域的に整備されるべきこと、また情報キオスクのような地域拠点整備される必要があることなどが、指摘されている。

実際、地方自治体における地域情報化施策の推進状況は、平成11年4月現在の自治省調査によれば¹⁰、地域情報化計画を策定している団体は、都道府県レベルではすべて策定済みであり、市区町村では21.5%になっている。そして、市町村でもこうした計画策定は年々増えている。この調査では、地域情報通信システムとして7000以上が展開されていること、そこには防災情報、緊急通信、行政情報提供、行政窓口サービスオンライン、図書館情報ネット、などがあるという。また、ホームページ開設は2672となっており、行事やイベント、観光物産情報、公共施設利用案内、行政の各種事業説明、情報公開、電子会議などの情報やサービスが提供されているという。そこには独自の回線網設置は少ない。なお、自治体出資第3セクターは情報関係では655があり、そのうちCATVが過半を占めている。

こうした地域情報化施策は、多くの場合、国による地域情報化政策の展開の中で、促進されてきた経緯がある¹¹。1983年に発表された郵政省のテレトピア構想、そして通産省のニューメディアコミュニティがその嚆矢であろう。農水省や建設省、自治省などでも相次いで様々な構想が明らかにされ、モデル地域の指定と、補助事業の展開などによって、多くの地域で地域情報化が進められることになった。例えば、郵政省のテレトピア事業についていえば、平成10年には170箇所以上の地域が指定をうけている。

また、全国的には各種の国の構想による地域情報化計画は400を超えることとなり、様々な取り組みが進んでいる。国の施策も、年々改善を加えられており、例えば、郵政省では、平成10-11年度には、テレトピア構想として知られる地域情報化の政策プログラムとして、広域連携アプ

⁸ The White House Administration "National Information Infrastructure - Agenda For Action - ", 1993

⁹ 自治大臣官房情報政策室『高度情報通信社会に対応した地域の情報化に関する指針』平成9年7月10日

¹⁰ 自治省『地方公共団体における地域情報化施策に係る調査結果の概要』平成11年4月1日現在。

¹¹ 大石裕『地域情報化 理論と政策』世界思想社、1992年、162 - 176頁。

リケーションの開発促進と環境整備、広域的
地域情報通信ネットワーク基盤整備事業、地域
イントラネット基盤整備事業、情報バリアフリー・
テレワークセンター施設整備事業、マルチ
メディア・パイロットタウン構想、先進的情
報通信システムモデル都市構築事業、マルチ
メディア街中にぎわい創出事業などが行わ
れている¹²。

2.3 行政情報化と地域情報化の障害要因

以上に見てきたように、国においても地方
自治体においても、行政情報化と地域情報化
はさらに一層推進されるべきだと考えられ、
多くの政策あるいは施策が展開されてきた。
しかしながら、現実には、行政情報化にお
いても地域情報化においても、個々の情報
処理速度は上がり、情報量は飛躍的に増
えているにもかかわらず、それらが具体
的に国民生活や地域住民生活に便益をも
たらしているというには、未だ問題が多い
ように思われる。

行政情報化についていえば、その費用対
効果は必ずしも明らかではなく、住民や
国民へのサービス向上にどのように結び
つくのか、その道筋は明確ではない。旧
来の行政システムへの習熟と慣れとい
う点からいえば、単なる合理化や効率
化であって、必ずしもサービス向上で
はない。また逆に、情報化投資の金額
面からすれば、景気対策も含めて考
慮されている側面も無いとはいえず、
公共事業批判と同じ問題を指摘する
こともできる。

地域情報化についていえば、さらにその
問題は深刻である。実際、情報化は
国民生活に浸透し地域を越えて広く
世界との結びつきが進んでいこう
としている一方では、地方自治体や
住民が情報発信主体になっている
とはいえないし、地域情報化が促進
されるネットワークにはなっていない
し、社会的弱者の参加が促進されて
いるというには程遠く、地域格差を
是正するような地域情報通信シ
ステム構築にはなっていないの
である¹³。

このように地域情報化施策の成果は
きわめて曖昧であって、日常生活の
質的向上に寄与しているところが、
具体的に明らかにできる状況には
ない。確かに実験的なシステムが
動き始めているが、そのことが従
来型のものと比較して、どこまで
有効なのかは、検証されるべき課
題のままである¹⁴。加えて、地域
社会においては、それぞれの地域
ごとに抱えている課題が異な
っており、そうした多様な状況に
どのように応えていくのかも問
われているといえるのである。

このような状況下において、情報化
を促進しあるいは阻害する条件は
多様である。一方の極にあって、
マクロな社会的背景においては、
こうした情報化を当然のことと考
えている状況がある。国民世論も
また中央政府や地方自治体の考
え方もそうである。他方では、
それら政府や地方自治体による
具体的な情報化の推進施策にお
いては、縦割りに近い個別の計
画や施策にとどまり国民的住民
的利益あるいは地域生活総体の利
便に直結する側面は多くない。ま
た社会それ自体の情報化装備は、
部分的な機能を担う情報通信シ
ステムは発達するが、それ以外
の汎用性の高いシステム整備に
ついては、個々の生活レベルにお
いてと同様に進まない状況があ
る。

その障害となっている要因は、一つ
には、情報化の推進主体の側面
にある。行政や民間企業等がその
主たる推進主体となるが、その
情報化は、いずれもそれぞれの組
織の情報化にとどまることが多
い。それらはせいぜい情報化事
業主体とその顧客との関係に留
まるのであって、社会総体の情
報化に貢献するところは多く
ないのである。

障害要因の第2は、技術面にある。
既に利用範囲の広い様々な情報
技術が開発されているが、それ
らが多くの国民や地域住民に活
用されるには至っていない。生
活技術としての情報システム
(アプリケーション)が欠落して
いるともいえるし、そのための
情報ストック(コンテンツ)が不
足しているともいえる。

障害要因の第3は、社会的な環
境条件にある。情報技術の有
用性が必ずしも正確に認識さ
れていないし、それらを本来
的に活用しようとする

¹² 郵政省『通信白書(平成10年度)』平成11年、同『通信白書(平成11年度)』平成12年6月、参照。

¹³ 大石裕・吉岡至・永井良和・柳澤伸司『情報化と地域社会』福村出版、1996年、126 - 127頁。

¹⁴ 例えば、国の各種モデル事業が、地域情報化において、どのような成果を残したかについては、否定的な議論がある。船津衛『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994年、参照。

展望に欠けているのである。それは個人レベルでも組織レベルでもいえそうである。

2.4 行政情報化と地域情報化の有機的連携仮説

日常生活に有益な情報化を達成していくためには、上述したような障害要因を克服していく必要がある。そのためには、国民生活あるいは住民生活の場において情報化社会を実現し、その便益を享受できる体制を作り上げていくことが前提になる¹⁵。

具体的にいえば、様々な情報サービスが、「いつでも、どこでも、誰にでも」提供され利用できる状況を作り上げていくことである。もちろんそういったからといって無限定にそうした情報サービスを提供できるわけではない。日常生活で優先される必要のある情報を、的確に伝えていくことが重要である。

そうした観点からすると、行政が保有する情報は、住民生活において、有用性の高い情報を多数含んでいるといえる。単に行政サービスや行政手続において情報化されるというだけでなく、容易に行政情報にアクセスできることは、日常生活を送る上でも重要度を増している。情報公開や情報提供への期待はそれをよく示しているといえる。

しかし、現実には行政の情報化は、そうした国民や住民とのインタフェースまで含めて検討され、構築されてきているとはいえない点、前述のとおりである。行政情報化と地域情報化とを有機的に結びつけることが、大きな課題となっている。そしてこの有機的連携のための障害要因ないしは問題点を探り、その解消策を見いだすことが、これからの高度情報社会に向けての大きなステップとなる。そのためには既に明らかにした情報化の障害要因となる3条件、すなわち主体の条件、技術条件、社会環境条件の各側面から検討し、その上で、新たな方向を模索していかなければならない。

こうした行政情報化と地域情報化の関係についての検討から、特に行政情報化が地域情報化にいかに関与できるかという観点を中心にした

とき、以下のようないくつかの作業仮説を組み立てることができる。

第1に、地域情報化と行政情報化は、それぞれに政策問題として取り組まれてきているが、必ずしも十分に成果をあげるところにきていないということができる。

第2に、行政情報化は、地域情報化と本来密接に結びつき、地域情報化を促進するはずのものであったが、それには必ずしも成功していない。

第3に、行政情報化の促進にとって抑制要因となっているものについては、権限、財源、組織資源、人的資源など様々な条件が考えられるが、このうち技術的条件として、アプリケーションあるいはコンテンツなど、特に情報技術と行政活動の接点に関連する要因が障害となっている可能性が大きい。

第4に、行政情報システムの特性として、単機能型のもものが多く設置されてきた経緯があり、ネットワークから切り離されたシステムが多く、そのことがまた、行政情報化の進展を阻害し、地域情報化に貢献する場合には大きな障害になっている。これはまた、行政情報システムがおかれている社会経済的、そして法的な環境条件にかかわる問題でもある。

第5に、第4の仮説に付随して、そうした行政情報システムの問題の背景には、行政に固有の制度設計の性向があり、アプリケーションごとに孤立したシステムを作る傾向などのように、主体の条件によって、硬直的で、閉鎖的かつ機能的に純化した行政情報システムという性格があらかじめ決定されている。

第6に、こうした問題点を克服する方策に関して、基本的には、行政情報システムと地域情報システムをインタフェースさせることが必要であり、そのためには情報技術上の課題と行政組織上の課題、そして社会経済的な課題と法制度上の課題について、総合的な観点からの適切な解決策が構築されなければならないであろう。

次節ではこれらの作業仮説に基づいて、実証的に検討を進めることにしよう。

¹⁵ 東京大学社会情報研究所、前掲書、279頁。

3. 行政機関等に関する調査とその結果

3.1 調査の概要

以上のような仮説とその問題背景から、本論文においては、行政情報化と地域情報化の諸施策に関して、それらを住民に利益となる便利な情報化という総合的な観点から、実証的に検討を行うこととした。それによって、行政情報システムと地域情報システムとの有機的な連携を可能とする方策を探求することができると考えたからである。

行政情報化については、国・地方ともにそれぞれの指針等に従って、計画的に進めてきており、地域情報化についても同様である。そうした情報化の推進が、現実、行政の能率を向上させ、地域住民にとって公正で透明かつ信頼できる行政とすることができる役割を果たしているのか、また、住民生活の利便や活力、あるいは豊かさの実感につながっているのか、これらについて実証的に検証していくこととした。そして仮に問題が析出されるとすればその問題発生過程のメカニズムを解析して、問題構造を明らかにすることもこの調査研究の課題である。

その結果を踏まえて、これまで、ややもすれば、内部的な効率化の観点から進められがちであった行政情報化と、政策としては成果が目に見えず民間の活動に遅れがちであった地域情報化とを総合的に捉えて、今後の地域社会における情報化を推進していく視点を提示することができる考えた。

上記の目的を達成するため、ここでは、実証のための事例として東北地方の各行政機関における情報システムの整備状況及び行政情報化に関する施策の現況を明らかにし、行政情報化を通

じて地域情報化をいかに実践できるかという課題について、その問題点と解決の方途に関する分析を行うこととした。

東北地方を選択した理由は、調査の便宜もあるが、何よりも、地域情報化の観点からするならば、首都圏や近畿圏などの大都市圏とは異なった地域であって、地域情報化政策の目標と照らし合わせたときに、最も地域情報化の恩恵を得るはずであり、そのための努力が行われるであろうことが想定できたからである。またその際に、行政情報化が地域情報化と関連するとすれば、それは地方自治体のみではなくその他の各種行政機関も深く関与せざるを得ないと考えて、国等の公的機関も加えて調査を実施することとした¹⁶。実際に対象としたのは、東北6県に所在する行政機関および公的機関であり、1997年11月から98年4月にかけて行われた調査においては、調査票の郵送による調査と現地ヒアリングを中心とした¹⁷。

3.2 行政情報化の現状と課題

3.2.1 東北地方の公的機関における行政情報化の進捗度について

国等と市町村における行政情報化は、事務処理の情報化という観点から見たとき、およそ70%ですでに実施されており、今後の取り組みを予定しているというところを含めると、80 - 90%になる(表1、参照)。ただし、種別に見ると、市町村レベルで最も進んでいるというように、個別機関ごとに見ると、進捗状況は一様ではない。

その特徴は、一つには、個別機関ごとに進む行政情報化という側面である。行政情報化につい

¹⁶ 本研究の基礎となった調査は、平成9年度総務庁東北管区行政監察局における特定行政課題に関する調査研究として、「地域における国及び地方公共団体の行政情報システム整備と地域情報化推進との有機的連携方策に関する調査研究」という表題のもとに、国および地方公共団体等の行政機関における情報化の進展と、その社会的意義を、東北という地域において捕らえなおすことを目的として実施された。そのために、東北地方に所在する行政機関等に対する調査をおこなった。調査対象となったのは、都道府県及び市町村のうち、東北地方に所在するすべての地方公共団体と、東北地方に所在する国の地方支分部局、いわゆる出先機関、そして国の特殊法人の出先機関、これに高等教育機関(国公立大学)を加えたものである。

調査の手法は、アンケート用紙の郵送回収による自記式調査と、聞き取りによるヒアリング調査を併用し、関連の文献資料を参照しながら進めた。基本的な調査内容は、行政情報化の現状、地域情報化との関連、情報化推進の障害要因、課題克服の方向という設計となっている。

なお、本稿は、筆者が参加した上記調査研究の結果の一部を利用しているが、その報告書とは内容を異にするものである。したがって本稿の記述については、すべて筆者に責任がある。

¹⁷ 調査票による調査は、国等の公的機関については99機関に調査票を郵送したところ、60機関から回答があり、60.6%の回収率であった。回答があったのは、国の出先機関が22、特殊法人が6、国公立大学が32であった。また、市町村については、東北地方の401市町村を対象に調査票を郵送し、273団体から回答があり、回収率は68.1%であった。そのうち51団体が市であり、222団体は町村であった。ヒアリング調査は、岩手県盛岡地域、宮城県仙台地域、福島県郡山地域で実施した。

表1 事務処理の情報化状況(単位 %)

	事務情報化施策 実施中	情報化施策 取り組み予定	情報化の実施も 予定もない	その他	無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	71.7	11.7	10.0	3.3	3.3
1. 国の出先機関	59.1	22.7	13.6		4.5
2. 特殊法人等	50.0	16.7	16.7		16.7
3. 国公私立大学	84.4	3.1	6.3	6.3	
地方公共団体	69.2	20.7	6.3	3.8	

表2 事務(行政)情報化推進の理由(複数回答:単位 %)

	住民・顧客サー ス向上のため	住民・外部ニ ズへの対応	他部門デー タの有効活用 ため	事務の効率化 のため	その他・無 回答
国等の公的機関 (1+2+3)	36.7	25.0	51.7	83.3	5.0
1. 国の出先機関	45.5	31.8	54.5	81.8	
2. 特殊法人等	33.3	16.7	16.7	66.7	16.7
3. 国公私立大学	31.3	18.8	56.3	87.5	6.3
地方公共団体	87.3	33.7	47.6	92.3	1.9

ては、国、地方ともにそれぞれの指針等に従って、計画的に進められてきている。しかしその情報化は、個別のシステムごと、ネットワークごと、データベースごとに、孤立する傾向にある。

次に、具体的な事務情報化に関していえば、文書処理や情報処理などの事務の電子化・OA化・ネットワーク化の進捗は、部分的なものに止まっている。そしてそれらは国や全国の動向に追従する場面が多くなっているのである。

例えば、データベースの電子化については、逐次整備されつつあるし、またOA化も進んでいる。しかし、基本的には法令の未整備もあって、事務の中核をしめる許認可などではOAによって作成された文書が中心となり、電子化が進んでいないし、いくつかの先行例はあるが、部分的に始まったばかりといってもよい¹⁸。ネットワーク化についても、部分的な機能を果たす場合が多く、庁内連絡、掲示板的なものが多い。

なお、これら事務(行政)情報化の理由としては、国等の公的機関でも、また地方自治体でも、「事務の効率化のため」という視点が重視されて

いる(表2、参照)。その一方で、「住民・顧客サービスのため」という理由については、市町村で格段に多くなっている点に注目しておきたい。市町村では、行政情報化を住民サービスの向上と一体的に捉えている傾向が強いともいえる。

3.2.2 行政情報化の課題

行政(事務)情報化について、現在問題になっていることとして、「情報化推進職員の確保」と「職員への普及啓蒙活動」、「データベースの整備」が多く指摘されているが、これらについては、国等の機関においても市町村においても共通の課題とされていた。これに対して、「コンピュータ等の整備」や「行政情報システムの整備」では、市町村において問題になっているとするところが多く、国等の機関においてはすでに解決済みの問題とされることも多い。表3にあるように、概して国と地方の双方で、ソフトウェアやコンテンツの問題は大きく、加えて市町村ではハード

¹⁸ 国でも、検討をすすめているものの、準備段階に留まっている。行政情報システム各省庁連絡会議了承『電子化に対応した申請・届出等手続の見直し指針』平成8年9月2日、9年7月18日改定。同『ワンストップサービスの推進について』平成11年3月31日。なお、オンライン化推進方策については平成12年度内を目途に取りまとめる予定になっている。

表3 事務（行政）情報化の問題点（複数回答；単位 %）

	情報化担当 部局の決定	情報化推進 職員の確保	職員への普 及啓蒙活動	コンピュ ータ等の整備	通信ネット ワークの 整備	行政情報処 理システム 整備	データベ ース整備	その他
国等の 公的機関 (1+2+3)	21.7	56.7	46.7	30.0	30.7	23.3	45.0	8.3
1. 国の 出先機関	4.5	54.5	36.4	22.7	40.9	27.3	40.9	4.5
2. 特殊 法人等	16.7	16.7	16.7	33.3	33.3		16.7	16.7
3. 国公私 立大学	34.4	65.6	59.4	34.4	34.4	25.0	53.1	9.4
地方公共団 体	18.8	49.5	51.9	53.8	38.5	54.8	41.3	12.9

表4 情報処理教育研修への参加（複数回答；単位 %）

	一般職員対象 の研修	管理職対象の 研修	情報担当職員 養成研修	情報化推進責 任者養成研修	実施または参 加していない	その他・無回 答
国等の公的機関 (1+2+3)	66.7	21.7	31.7	8.3	18.3	6.7
1. 国の出先機関	59.1	18.2	45.5	18.2	18.2	9.1
2. 特殊法人等	66.7				16.7	
3. 国公立大学	71.9	28.1	28.1	3.1	18.8	6.3
地方公共団体	71.2	6.7	34.6	5.8	15.4	2.9

ウェアの問題が解決されていないところも見られるようである¹⁹。これらの問題について、個別の論点から見てみよう。

行政情報化の第1の課題としては、職員の確保や理解という点である。行政情報化も結局は、各機関の職員によって運用されることになるが、当該職員が活用しなければ、無意味である。担当レベルにせよ、一般の職員にせよ、要員の確保と理解は情報化への取り組みにおいて最大のネックと捉えられているといってもよい。もちろん、そのためには、表4のように、情報処理教育を職員研修等で施すことに熱心である。しかし、現実には、限られた職員数で、異動が前提の職場で

は、情報化担当要員の確保や事務情報化の理解を深めるには、相当の困難が予想される。

第2の問題は、行政情報化の本来の課題でもあるが、業務の電子化である。この点について、事務処理の電子化という点で見ると、国等の機関では基本的に事務処理の電子化に積極的であり、計画的に推進しようとしているところが過半を占めるが、市町村では全体にやや遅れている。事務処理等の電子化計画は、国等では半数以上が策定済みであるのに対して、市町村では2割に満たない(表5参照)。また電子決済制度については、国では2割近くが導入予定であるのに対して、市町村では1割強となっている(表6)。ま

¹⁹ 市町村の回答を市と町村に区分してみると、行政情報化の問題点(複数回答)として、「行政情報処理システムの整備」では市が43.1%、町村が51.8%、「コンピュータ等の整備」では市が58.8%、町村が51.8%、「職員への普及啓蒙活動」では市が58.8%、町村が48.6%、「情報化推進職員の確保」では市が47.1%、町村が51.8%、「データベースの整備」ではほとんど差はなかった。「通信ネットワークの整備」では、市が45.1%、町村が34.2%等々となっている。市町村間の違いについては、情報化政策の優先順位や財政規模の差、あるいは導入しているモデル事業の違いなどによっても影響を受けているものと思われるが、その詳細な分析を行う余裕はなく割愛したい。

表5 事務（行政）処理等の電子化計画（単位 %）

	事務処理電子化 計画 あり	事務処理電子化 計画 なし	その他無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	50.0	41.7	8.3
1. 国の出先機関	59.1	36.4	4.5
2. 特殊法人等	33.3	33.3	33.3
3. 国公私立大学	46.9	46.9	6.3
地方公共団体	16.8	81.3	1.9

表6 電子決済制度の導入計画（単位 %）

	電子決済導入計 画 あり	電子決済導入計 画 なし	その他無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	13.3	80.0	6.7
1. 国の出先機関	18.2	81.8	
2. 特殊法人等		50.0	50.0
3. 国公私立大学	12.5	84.4	3.1
地方公共団体	10.1	88.9	1.0

表7 電子供覧制度の導入計画（単位 %）

	電子供覧導入計 画 あり	電子供覧導入計 画 なし	その他無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	23.3	68.3	8.3
1. 国の出先機関	40.9	59.1	
2. 特殊法人等	16.7	33.3	50.0
3. 国公私立大学	12.5	81.3	6.3
地方公共団体	13.5	83.7	2.8

た、電子供覧制度については、国では4割で導入計画があるのに対して、市町村では1割強となっている(表7)。ともあれ、庁内事務処理のオンライン化、リアルタイム処理による情報共有、これによる事務効率化や迅速化(スピードアップ)は当然の課題となっている。

第3に、適正利用が重要な課題となる。基本的には、個人情報保護という観点、セキュリティの確保、知的財産権への配慮、そして公正透明な行政実現への配慮が必要なのは、いうまでもない。後述のようにこうした観点から見ると、従来の対策によるのでは、権利保護や安全確保が十分に機能しないという現実があり、これにどのように対処するのが大きな課題となってい

る。

第4に、ネットワーク化の問題についてである。庁内ネットワーク化の課題という点でいえば、今後庁内LANと個別システムで構築されている各種業務処理の統合化が、国地方ともに大きな課題となる。プライバシー保護の観点から、システム間の結合を禁止されている場合もあって、法的な制約もあるが、他方では、統合ソフトの採用やオンライン・データベース共有による事務の効率化を推進しなければならない現状にある。また、省庁間や、国地方間ネットワーク化課題については、霞ヶ関WAN型の地域的ネットを、省庁縦割りや国地方横割りを越えて、構築していくことが望まれる。こうした観点か

ら、地方自治体相互間については、総合行政ネットワークの構築が、自治省の研究会などで検討されてきている²⁰。

3.3 地域情報化の現状と課題

3.3.1 東北地方における地域情報化

地域情報化については、これを政策課題としている東北地方の市町村における現状を中心にしつつ、検討を進めていくことにしよう。

東北地方の市町村における地域情報化政策について、われわれの調査では²¹、いわゆる地域情報化計画を策定している団体は、21.6%であり、前述の自治省調査とほぼ同じ水準であった。この調査では、地域情報化計画を策定していなくとも地域情報化を進めているという団体についても集計してみたところ、これが26.0%あり、むしろ半数近くの団体が、何らかの地域情報化施策を進めていることが明らかになった。

地域情報化に期待する効果は、市町村からすれば、行政サービスの向上や効率化に貢献するものであることが明らかであった。そしてこれらに次いで、地域社会におけるコミュニケーション活発化や産業活性化、あるいは地域文化の発信や育成などが指摘される。

しかしながら、その地域情報化には問題点が多く、現在のままの計画を進めようというところは半数であり、残りは何らかの改善が必要と考えていた。具体的に地域情報化の問題点として指摘されるものの中で、市町村側の問題としては、財源、行政組織内の関心や意識の低さ、人材不足などであり、地域社会側については、地域の関心や意識の低さが問題とされる。地域情報化の事業推進については、事業主体があいまいであるとか、事業コンセプトが不明瞭といった問題も若干指摘されている。

ところで、市町村において今後地域情報化を推進する上で、国等にも、当然果たすべき役割がある。そこで市町村の側から見たとき、国等への

期待や国等の課題と考えられているのは、「財政面」(88.5%)が最も多く、次いで「ネットワークなど情報インフラ整備」(55.8%)、そして「情報提供」(51.4%)である。以下、技術的支援や人材育成も期待されている。このように、地域から見た情報化関連の資源不足には深刻な側面がある。

3.3.2 地域情報化の課題

ともあれ、地域情報化の展開動向は、民間の受け皿、住民の利用が鍵となることもあって、取り組みはあるにしても成果をあげるところに至っていないところが多く、また場合によっては具体的な進捗には至っていないところもある。市町村等の行政機関による地域情報化施策は、地域情報化計画の記述にも見られるとおり、理念的、側面支援的なものが多く、実際の情報化促進に貢献しているものは多いとはいえない。また、ネットワーク整備等を進めた場合にも、それを活用するソフトやコンテンツの不足が指摘されているといった状況にある。

地域情報化の課題は、結局のところ、高度情報化社会を作り上げる基礎をどこに求めるのかという点に収斂するであろう。地域からのネットワーク構想が必要な時代に来ている。そうした観点から国の施策も地方自治体の施策も再構築される必要がある²²。

そのときの再構築の基本は、情報利用者や情報消費者中心の情報化である。デジタルデバイド(情報格差)が問題となる今日において、日常生活と世界を結ぶネットワークの必要からしても、単に物理的なネットワークの建設以上に、地域ごとの社会的情報基盤の確立は重要である。多くのネットワーク利用者が、日常生活圏の空間を最も多く利用する情報空間としていることから、地域情報化の必要性は高いのである。

このような観点から、物理的にも社会的にも情報インフラストラクチャーの整備は、まず第1に重要な課題となっている。そのためには、地域情報インフラストラクチャーの建設促進が、高

²⁰ 自治大臣官房情報政策室『総合行政情報ネットワーク構築に関する調査研究 平成10年度中間報告について』平成11年4月27日。

²¹ 本研究で利用しているデータのうち、地域情報化に関する市町村調査部分については、以下のように、すでに詳しく分析した論文があるので、ここでは、概略に触れるにとどめたい。今野晃「地域情報化の現状分析」東北大学大学院情報科学研究科修士学位论文、1998年。

²² 鶴木真編『はじめて学ぶ社会情報論』三嶺書房、1995年、208 - 209頁。

度情報化社会建設や、国際化の早道になるともいえる。また、その整備には、情報教育や情報コンテンツ形成、アプリケーション開発などについての地域基盤が必要となる。

第2に、こうした地域情報化に向けての行政役割には大きなものがあり、準公共財としての地域情報インフラストラクチャー構築とそのアプリケーションや情報コンテンツの整備は、行政の積極的な支援やイニシアチブ活動によって促進できるのである。

3.4 行政情報化と地域情報化の有機的連携

3.4.1 行政情報化と地域情報化の関係

以上のように、地域情報化において、行政情報化が大きな役割を果たすことは明らかである。また、行政情報化にとって、地域情報化の進展による利益が大きいことも明らかである。そこで、行政情報化と地域情報化の連携方策が、積極的に検討されなければならない。しかし、現実には、行政情報化と地域情報化とは、必ずしも整合的に機能を補完しあっているわけではない。

われわれの調査結果によれば、行政による対地域サービスの情報化は進んでいるように思われる。すなわち情報技術の活用は進みつつあるし、国民・住民の便利に配慮する面も進んでいる。東北地方でも市町村のホームページについては40.9%が開設済みで、さらに30%以上の団体が開設検討中ということからすると、インターネット活用や、ホームページの開設も当然の流れになっている。しかし、情報の電子的提供をとっても、市町村の場合には、14.4%が提供し

ているにすぎない。データベースの公開や情報の電子的提供は進みつつあるが、しかしそれは現に加工が容易な、一部のデータにすぎないのである。そこには、旧来の事務処理の方法から変化していない場面も多いともいえる。

実際のところ、行政情報化は地域情報化に結び付けて考えられているのであろうか。表8に明らかのように、事務(行政)情報化と地域情報化とが密接に関連付けられているところはきわめて少ない。むしろ半数近くが特に関連が無いと答えている。もちろん部分的に関連付けられているというところが相当あることから、まったく無関係ということではない。なお、この点では、地域情報化の当事者の一つである市町村で、何らかの関連付けがされていることが多くなっていることには注目しておきたい。

3.4.2 有機的連携のための諸問題

行政情報化は地域情報化に貢献すると考えられているのであろうか。表9にあるように、一般的には、地域情報化を促進支援するという考え方が半数近くあるが、また、促進支援しないというものも3分の1はある。市町村では、具体的に地域情報ネットワークの利用が促進されたなどと、10%以上のところで、実際の促進事例が報告されている。ともあれ、行政(事務)情報化は地域情報化とは無関係ではないが、その関連性は一律に強いとは言えず、玉虫色の現状にあるといえよう。

現実には、一部の情報ネットワークにおいては、行政情報ネットワークと地域情報ネットワークが接続されていることや、インターネット接続されていることがある。例えば、こうした

表8 行政情報化と地域情報化の関連づけ(単位 %)

	密接に関連づけられる	部分的に関連づけられる	特に関連なし	その他	無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	5.0	30.0	53.3	3.3	8.3
1. 国の出先機関	9.1	22.7	63.6		4.5
2. 特殊法人等		16.7	33.3		50.0
3. 国公立大学	3.1	37.5	50.0	6.3	3.1
地方公共団体	8.7	53.8	33.7	2.9	0.7

表9 行政情報化は地域情報化に貢献するか(単位 %)

	地域情報化を促進支援する	地域情報化促進支援せず	その他無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	45.0	33.3	21.7
1. 国の出先機関	45.5	31.8	22.7
2. 特殊法人等	16.7	50.0	33.3
3. 国公私立大学	50.0	31.3	18.8

表10 地域情報ネットワークと行政情報ネットワークのリンク問題(単位 %)

	セキュリティ保持	電子的事務処理体制	職員の情報処理能力	ネット構築コスト	本来的になじまない	その他・無回答
国等の公的機関 (1+2+3)	55.0	43.3	35.0	28.3	13.3	5.3
1. 国の出先機関	50.0	45.5	27.3	31.8	18.2	4.5
2. 特殊法人等	16.7	33.3	16.7	16.7		
3. 国公私立大学	65.6	43.8	43.8	28.1	12.5	3.1
地方公共団体	76.9	36.1	44.7	53.8	12.5	1.0

ネットワーク接続は、ホームページの開設などでみられる。しかし、行政情報ネットワークと地域情報ネットワークとの関係は、大方は、それぞれに孤立した状況にあることが明らかである。行政のネットワーク資産が、地域に活かされる状態にはなっていないということもできる。

そこには、制度上も運用上も様々な問題があるものと思われる。表10にあるように、行政(事務)情報ネットワークと地域情報ネットワークとのリンクについては、セキュリティの保持や職員の情報処理能力問題が、大きな課題となっている。そして国等の機関では、電子的情報処理体制整備が、また市町村ではネットワーク構築コスト問題が、個別には大きな課題になっている。興味深いのは、リンク問題について、国・地方ともに「本来的にはなじまない」とする回答が、10%程度に留まっていて、何らかの接続を考えざるを得ないとしているところが多い点である。

3.4.3 行政情報化と地域情報化の連携にむけての政策課題

ともあれ、以上のような問題を解決しつつ、行政情報化と地域情報化の連携による相乗効果を

追求するべき段階にきていることは、共通に認識されてきているといえよう。そのための政策課題を、ネットワーク・アプリケーションやデータベースの側面、そして社会環境条件の側面から、検討しておくことにしよう。

ネットワーク整備の側面からは、地域情報インフラストラクチャーとしての行政情報ネットワークとデータベースについては、部分的にはネットワーク接続や情報提供の形で、地域情報化への貢献が進みつつある。行政情報データベースも、行政情報ネットワークも、いわば地域情報化の資産である。単に行政の能率を向上させるだけではなく、地域情報活動の支援と活性化のために、国民や地域住民の情報ネットワークとの接続そして情報の共有を進めることが求められている。言い換えれば、シームレスで、ユニバーサルな情報サービスの実現に向けて行政情報化の役割は大きいのである。

そうした観点から、今後は、オープンネットワーク部分、オープンデータ部分を量的に拡大することだけではなく、質的には、より高度なシステム整備を進め、庁内LANから積極的に地域展開し、それを世界に広げる戦略を展望していかなければならないであろう。電子政府化、電子自治体化、あるいは電子行政機関化が、その行

きついた姿であろうし、それに対応した地域に基盤を置いた電子コミュニティが、将来の地域社会の姿であろう。そのためにも、当面の政策課題としての行政情報化は、徹底して地域情報化として認識され、実施されていかなければならないのである。

ところで、行政情報化と地域情報化の有機的連携によって到達可能な高度情報化社会にも、それが、適切に作動するための社会環境条件が備わっていなければ、十分な機能は望めない。

一つには、システムのセキュリティや個人情報保護に関する問題である²³。秘密の保持と公開性の確保は、相反する価値をもった命題ではあるが、行政情報化と地域情報化の相乗効果を目指とする以上、避けておれない課題である。ここでは行政情報(ネットワーク)の安全確保(セキュリティ)問題の解決が不可欠となる。一方では公開性を確保しながら、個人情報や行政秘密を守る工夫が求められる。

二つには、情報格差の是正である。シームレスでユニバーサルであるためには、個人の情報処理環境や処理能力のノーマライゼーションが不可欠である。高齢者や障害者、あるいは年少者、すべての人々に参加機会の平等を保障することがあって、始めて、地域情報化が地域社会のものになるといい。デジタルデバイドの克服は、必須の課題である。

そうした課題解決に際しては、もちろんネットワーク構築や機器の開発、ソフトウェア開発などに依拠するところもあるが、一方では、社会の側での教育や文化、そして規制のあり方を合わせて検討しなければならない。情報化にかかわる法律制度やマーケットの構造、そして住民の情報意識や行動様式が問題になってくるのであり、そのための制度設計はもとより²⁴、多様な学習機会を提供することも課題となる。

4. 行政情報化と地域情報化の政策連携を求めて

本研究では、行政情報化と地域情報化の諸施策に関して、それらを国民や住民に利益となる情報化という総合的な観点から、実証的に調査

研究を行った。そこでは行政情報システムと地域情報システムとの有機的な連携を可能とする方策を探求するために、行政機関等において実施されている情報化施策を明らかにし、その課題を抽出し、政策的対応の可能性を検討してきた。

本稿のはじめに仮説的に示した、行政情報化と地域情報化に関する問題状況は、行政に固有のメカニズムに起因するというよりは、技術条件や社会環境要因によるところが大きいように思われた。そして今日必要とされているのは、行政情報化と地域情報化とのインタフェースではなく、その一体的な構築にあることが明らかであったように考えられたのである。

以下では、本稿の作業仮設に関連づけながら、簡単に本研究結果の要約と若干の展望を行っておきたい。

具体的な検討事例として、本研究においては、東北地方の各行政機関における情報システムの整備状況及び地域情報化に関する施策の現況を明らかにし、その問題点と解決の方途に関する分析を行ってきた。

まず、東北地方における行政情報化の進捗度については、一つは、個別機関ごとに進む情報化という側面が強い。行政情報化については、国・地方ともにそれぞれの指針等に従って、計画的に進められてきている。しかしその情報化は、各団体や機関ごと、個別のシステムごと、ネットワークごと、そしてデータベースごとに、孤立する傾向にある。二つには、行政機関等の事務処理の電子化やOA化の進捗の内容についてである。データベースの電子化やOA化は進んでいるが、しかし、基本的には法令の未整備もあって、事務の中核をしめる許認可などではOAによって作成された文書が中心となり、電子化が進んでいない。ネットワーク化についても、部分的な機能を果たす場合が多く、庁内連絡、掲示板的なものが多かった。

次に、東北地方における地域情報化の現状についてみると、地域情報化に向けての動向は、民間の受け皿、住民の利用が鍵となることもあって、具体的な進捗には至っていない場合が多い。市町村等では全国レベルと変わらない地域情報化施策の展開が見られたが、その内実において

²³ 兼子仁・堀部政男・石川甲子男・茶谷達雄・吉原弘治編『データセキュリティ・プライバシー保護』労働旬報社、1985年、参照。

²⁴ 多賀谷一照『行政とマルチメディアの法理』弘文堂、1995年、参照。

は、行政機関による地域情報化施策は、他地域と同様に、理念的、側面支援的なものが多く、実際の情報化促進に貢献しているものは少ない。また、ネットワーク建設等を進めた場合には、それを活用するソフトの不足が指摘されている。

このような行政情報化と地域情報化の連携に関して、一つには、行政による対地域サービスの情報化がある。情報技術の活用は進みつつあるし、国民・住民の便利に配慮する面も進んでいる。インターネット活用や、ホームページの開設も当然の流れになっている。しかし、旧来の方法から変化していない場面も多い。

行政情報化が地域情報化に生かされている側面と生かされていない側面についてみると、例えば、データベースの公開や情報の電子的提供は進みつつある。しかしそれは現に加工が容易な、一部のデータにすぎない。また、ネットワークの接続と活用についてみれば、ネットワーク接続は、ホームページの開設などでみられる。しかし、ネットワーク資産が、地域に活かされる状態にはなっていないのである。

第1に、以上のような問題状況に対して、行政の情報化については、部分的には進みつつあるが、全体としてその進捗状況は円滑ではないことから、今後の政策課題としては、行政情報化それ自体を進め、電子行政機関化を実現していくことが求められているといえる。

第2に、地域情報化については、必ずしも明確な地域情報化の推進方策が確立されておらず、情報化施策についても実体的に効果が発揮されていないため、早急に実質的な地域情報化の具体策を立て直していく必要がある。それには、地域社会に情報基盤投資とシームレスでユニバーサルな情報サービス市場を確立することであり、そのためにまずは、ネットワーク整備への優先的投資と通信事業の規制改革が必要となる。その上で、地域ビジョンを共有し、地域形成を進めていくという目標に向けて²⁵、地域情報化を展開していくことが可能となる。

第3に、地域情報化を進めるためには、地域行政機関による行政情報化が担うべき役割が大きい。行政情報化は、内部的な事務処理の効率化に資することが中心だと捉えられがちであったが、むしろ地域の情報化を共に進めていくことがで

きる側面が強いことが明らかになった。したがって、国民生活と地域社会の高度情報社会化への貢献が、行政機関等における情報化の効果として期待できる分野になりつつあるし、行政情報化を通じて地域情報化を促進することが、当面有効な方策と考えられる。

もちろん、本質的には、行政情報化は、地域情報化とは一体のものであって、そうした認識の下に、情報化が進められなければならないことは当然である。そうした場合に、行政機関等の性質に沿った情報化環境が整えられなければ、十分な活動をすることはできない。そのためには、ネットワークやアプリケーション、そしてコンテンツ等の開発や整備の問題とともに、法制度や市場、あるいは情報意識や情報行動など、情報システムを活用する社会環境の整備を進める必要がある。

参考文献

- 大石裕『地域情報化 理論と政策』世界思想社、1992年。
大石裕・吉岡至・永井良和・柳澤伸司『情報化と地域社会』福村出版、1999年。
兼子仁・堀部政男・石川甲子男・茶谷達雄・吉原弘治・編『自治体情報政策の課題と展望』労働旬報社、1985年。
兼子仁・堀部政男・石川甲子男・茶谷達雄・吉原弘治・編『データセキュリティ・プライバシー保護』労働旬報社、1985年。
北川隆吉監修・貝沼洵・高村重明編『自治体情報化の政策課題(上)自治体の情報政策の展開』自治体研究社、1988年。
小林宏一他著『社会情報学のダイナミズム』富士通経営研修所、1997年。
島田達巳『地方自治体における情報化の研究』文眞堂、1999年。
社会情報システム学コロキウム編『社会情報システム学・序説』富士通経営研修所、1996年。
竹内郁郎・児島和人・川本勝編著『ニューメディアと社会生活』東京大学出版会、1990年。
竹内郁郎・田村紀雄編著『新版 地域メディア』日本評論社、1989年。
鶴木真編『はじめて学ぶ社会情報論』三嶺書房、1995年。
東京大学社会情報研究所編『情報行動と情報システム』東京大学出版会、1996年。
東京大学新聞研究所編『高度情報社会のコミュニケーション』東京大学出版会、1989年。

²⁵ 小林宏一他著『社会情報学のダイナミズム』富士通経営研修所、1997年、203 - 210頁。

東京大学新聞研究所編『社会情報と情報環境』東京大学出版会、1994年。

西尾勝編『自治体の情報政策』学陽書房、1989年。
船津衛『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994年。